

翻訳

ローベルト・ショペーマン

『哲人王』

永井健晴

〔テクストについて〕

プラトーンの『国家』は、綺羅星の如き彼の作品群の中でも一際強い光で輝いている。彼の著作活動の中期に成立したと言われるこの作品は、初期作品に見られるソークラテース・モティーフと後期作品に現われるより深い哲学的思索との結節環を成している。『国家』が彼の主著とされる所以にはにある。だが、そればかりではない。この作品の中には、後に西欧の形而上学や哲学が繰り返し問い合わせることになる諸問題が、ほぼ出揃っている。それ故、この作品は、ヨーロッパ哲学の原点とも見做せるであろう。

『国家』の主題は何か。それは、端的に言えば、副題が示しているように、「正義」(ト・ディカイオն)である、と言えよう。では、プラトーンの謂う「正義」とは何か。それは、

彼自身の言葉で言えば、自分自身のことを行なうことを（アウトン・プラッティン）である。すなわち、suum cuique. Jedem das Seine. これを、オトフリーム＝ヘルムは、〈Idiopragieformel〉と呼んでいる。初期作品『クリトーン』に出てくる人口に膾炙した言説、「大事なことは、生きる」とではなく、善く生きる」とある。善く（ヒウ）は、美しい（カロース）、正しく（ティカイオース）である。」は、主著の原理と直に繋がっている。〈善く生きる〉は、〈正しく生きる〉であり、これは〈我が事を為す〉である。もろに言えば、これは、プラトーンの謂う意味での「徳」(アレティー)を、つまりそれがもつ固有の潜在的能力を、実現する」とである。

だが、これを可能にするのは何か。それは人間諸個人の

「魂」(フシュケー)と、それが構成すると同時に、それが在り方を限定する「国家」(ポリス)との、あるべき秩序である。だが、あるべきことをあるべきとしたしめる基準は何なのか。そして、それをそれと判断するのは誰なのか。ハルが、プラトーンの所謂〈哲人王〉論、哲学者が支配する〈最善国家〉のモデル(ペラティクマ)が展開される。

ハの議論は、従来、ややもすれば、哲学者が描く現実離れたヨーロッパ、あるいはそれどころか、危険な全体主義的国家論もしくは復古的・反動的なヨリート理論と解釈された。しかし、いやれど、テクストに充分内在した解釈とはむづ難いであろう。ハの比較すれば、ローブルト・ハックマーは、所謂〈哲人王〉論の理論的な位置価を、あわめて的確に解き明かしてゐる。彼の文章は、實に簡潔かつ平明であるから、多少ともプラトーンのテクストに通じてくる読者には、特別な解説は不用であら。

ハルが提出したのは、現在マイヤーで刊行されてるKlassiker Auslegen による叢書の中の、ホーティー＝ルートが翻訳したPlaton, "Politeia" による書物に収められた論譲文の「ローブルト＝ハックマ」、「哲人王」である。且

本の古典研究においては、とりわけ戦後は、アンゲロニサクハン系の古典解釈の影響が強じようであるが、ハリでは現在のドイツの古典学者を哲学者たる、『國家』に關する研究論文が、(大家のそれを比較的若く研究者のそれを、今やセト)多く集められてゐる。以下に、それらのタイトルだけを挙げておあだ。

Platon, "Politeia", Herausgegeben von Otfried Höffe, Berlin, 1997

1. Einführung in Platons Politeia/Otfried Höffe
2. Konventionelle Vorstellungen über Gerechtigkeit. Die

Perspektive des Thrasymachos und die Erwartungen an eine philosophische Entgegnung (Buch I)/Echart Schütrumpf

3. Plato against the Immoralist (Book II 357a-367e)/

Bernard Williams

4. Zur Analogie von Individuum und Polis (Buch II 367e -374d)/Otfried Höffe

5. Zur sozialen Gliederung der Polis (Buch 372d-427c)/

- Monique Canto-Sperber/Luc Brisson
6. The Parts of the Soul and the Cardinal Virtues (Book IV 427d-448e)/Terence H. Irwin
7. Politics and Ethics in Plato's Republic (Book V 449a -471c)/Julia Annas
8. Die Philosophenkönige(Buch V 473b-VI 504a)/Robert Spaemann
9. Die Idee des Guten. Sonnen-und Liniengleichnis (Buch 504a-511e)/Hans Krämer
10. Das Höhlengleichnis (Buch VII 514a-521b)/Thomas A Szlezák
11. Die Dialektik und ihre wissenschaftlichen Vorübungen (Buch VI 510b-511e und Buch VII 521c-539d)/Jürgen Mittelstraß
12. Die ungerechten Verfassungen und die ihnen entsprechenden Menschen (Buch VIII 543a-IX 576b)/Dorothea Frede
13. Plato's Comparison of Just and Unjust Lives (Book IX 576b-592b)/Richard Kraut
14. Platos epistêmê-doxa-Unterscheidung und die Ideentheorie (Buch V 474b-480a und Buch X 595c-597e)/Christoph Horn
15. The Republic's Two Critiques of Poetry (Book II 376 c-398b, Book X 595c-608b)/Stephen Halliwell
16. Vier Kapitel einer Wirkungsgeschichte der Politeia/Otfried Höffe

哲人王（プラトーン『國家』第五卷473d—第六卷504d）
ローブルト・シュペーマン（訳：永井健晴）

「哲学者たちが国々において王となって統治するのでないかぎり、一と私は言つた——あるいは、現在王と呼ばれ、権力者と呼ばれている人たちが、眞実にかつ充分に哲学するのでないかぎり、政治的権力と哲学とが一体化されて、多くの人々の素質が現在のようないいの一つのどちらかの方向へ別々に進むことが、強制的に禁止されるのでないかぎり、親愛なるグラウコーンよ、国々において不幸のやむときはないし、また人類にとても同様だと私は思う。さらに、我々が議論の上で述べてきたような国制のありかたにしても、このことが果たされないちは、可能なかぎり実現されて日の光を見ることは、決してないだらう」（474d ff.）〔藤沢令夫訳、若干変更〕

この有名な命題は、『國家』篇のほほ真ん中あたりで呈示されている。ソークラテースは、これよつて自分が嘲笑の泡だつ〈波〉を浴びることになるであろうことを予期している。まあしゃんの命題をもつて、第二部は始まる。第一部では、

「**ポリス**」を例証にして、つまり「大文字のかたちで」（第二卷、368d）、〈正義〉「ディカイオシュネー」の本質についての議論が展開された。第一部で議論されるのは、第一に「最善国家を」実現する諸条件、第二に〈国家〉「ポリス」ならばに（これに類比された）〈魂〉「フシュケー」を堕落せしめる諸々の理由である。

ソークラテースは、諸々の〈技術〉「テクニー」の合理的なヒエラルヒーに基づいた〈国家〉を描きだした。この〈国家〉は、〈最善国家〉、つまりもつとも正しい〈国家〉であり、もつとも征服しがたい〈国家〉である。この点についてグラウコーンは同意する。だが、この〈国家〉は、実現可能でもあるのか？ソークラテースは、この問い合わせ、「第三の波」（471e）と呼び、これを最大かつもつとも危険なものと見做している。彼が第一と第二の〈波〉、と呼んだのは、〈守護者〉「アユラクス」層においては、男女に平等の任務が課され、妻子は共有されるべきである、という議論である。（457b）

危険はどこにあるのか？危険は、自分ではそれに関しても何ら「知識」、「エピステーメー」をもたず、暫定的な「憶見」、「ドクサーア」しかもたない（450d ff.）事柄において、教師として登場する、という点にある。ソークラテースは、『国家』篇における件の「國家」の実現可能性という問題を、以前に（475e）、当然ありうべき問題として認めていたが、これに答えるのを先延ばしにしていた。その時は、このやっかいな問題を回避するなら、議論の羽が楽に伸ばせるし、可能性の問題といつても、そこではそれは議論の内的首尾一貫性と非任意性を吟味することと思われていたわけである。

〔改行〕ソークラテースは、今やまさにこの実現可能性の問題に一手探りのかたちで、そうでなければ、それは「危険」だということにはならないだろう—答えることになる。だが、これは彼の本意ではない。この問題そのものは、もともと主題とは関係がないからである。この主題とは何か？『國家』の主題は、〈國家〉か、それとも〈魂〉か？ソークラテースは、この問い合わせにはつきり答えてから叙述を始めている。それは〈國家〉でも〈魂〉でもなく、「正義と不正の本質」（472b）、すなわち「バラディイクマ〔範型〕」ないし「正義

そのもの」（472c）である。〈正義〉は、「エイドス〔形相〕」である。「諸々のイデアの場（宿る所）」「コーラー」としての〈魂〉は、それ自身「イデア」ではなく、〈国家〉もまたそうではない。従つて、本来の「知識」、「エピステーメー」は、〈魂〉に関しても〈ポリス〉に関してもありえず、「バラディイクマ・アガテース・ポレオース〔善きポリスの範型〕」に関してのみありえる。ところで、〈ポリス〉が善きものになるのは、それが〈ポリス〉の「イデア」に似ているからではなく、〈ポリス〉が〈正義〉という「アレティー〔徳、器量〕」を分有しているからである。〈魂〉が善き〈魂〉になるのも、同様である。〈正義〉と〈魂〉ならびに〈国家〉との関係は、数もしくは幾何学的均衡とそれらを例証するさまざまな物的対象との関係に似ている。後に挙げる理由からして、〈正義〉は、〈国家〉においてよりも、正しい〈魂〉において、より完全なかたちでに実現されている。とはいへ、〈正義〉は、〈国家〉を例にする」とで、より見易くなる。

〔改行〕ところで、純粹数学ということもありえるわけで、これこそ数学者に最大の満足を与えていた。これに対応するような「純粹なアクシオロギー」は、プラトーンには存在し

ない。存在するのは、「諸々の存在者の彼岸」にある「善〔アガトン〕」そのもの」(509b)である。けれども、いの「善そのもの」と諸事物との間の関係は、原像と似像との関係では決してない。なぜなら、この関係は、諸々の似像とそれらの原像との関係の根拠だからである。その関係は、本質的に言つて、「実現化」という動的な原理である。だから、〈善〉を実際に「知る」人は、やはや善行に無関心ではいらぬのである。彼は、やはや特殊な〈徳〉を必要としない。例えは、「恐れなければならぬ」とや恐れる必要のない」とについての、法に適つた臆見を手放せない」(429c)を、つまり〈勇気〉〔アントニアーライア〕を、必要としない。複数で言われる諸〈徳〉の「ハイデー〔諸形相〕」は、「ドクサ―〔臆見〕」の領域においてのみ存在するに過ぎない。それは、〈善のイデア〉の分光であり、〈ボリス〉と〈魂〉を通して「徳を分有する」(432b)。叙述であるのは、「バラディクマータ〔諸範型〕」、つまりモデルのかたちでの〈徳〉だけである。従つて、〈正義〉は、「正しい人」もしくは「正しい国家」のかたちでのみ、叙述することができるわけである。しかし、これらのモデルはまた、単に「描かれたもの」(427

d) であり、いはまだ実現可能性については何の決定られない。しかも、「真実に近づくのは、行為〔ヒルゴン〕よりも「論語〔ロカス〕である」(473a)といふこと、はじめから想定しておかなければならぬ。けだし、「地上でもっとも高貴なものは、おもいへいれを呼び覚ます言葉の中にある」からである(N. G. Davila, *Escolios a un texto implicito, deutsch: Einsamkeiten*, Wien 1987, 98)。

〈正義〉は、「自分に固有のものをおい」と、そしてそれを為す」(433e)と定義された。」の定義は、きわめて形式的であるから、その適用領域には無関心である。『國家』は、〈正義〉の一つのモデル、善き〈魂〉と善き〈国家〉についての書物である。善き〈魂〉の実現可能性が問われる」とはない。問われるのは、〈正義〉の「政治的」モデル「ボリス・モデル」が実現可能かどうかである。」の問題は、哲学者の関心を第一義的には惹かない。第六巻では、哲学者について次のように述べられている。彼は「永遠の秩序と不易性の支配する世界に眼差しを向ける。そひでは、存在するものが不正を為すことも蒙ることもなしし、あらゆることが天上の秩序に従い、理性的に営まれていてからである。」彼は

「こうして、この世界を模倣し、そこから能うかぎり多くのことを、生涯にわたつて似像として描きだす。」(500b) 彼に「自分の人格形成にのみ係わるのではなく、どんな世界においても観照されたイデアを市民生活や国家生活の中に植え付ける」ことを期待できるのは、「彼に何らかの強制が課されるとき」(500d) だけである。こういふことは、プラトンが度々強調しているように、ありそうもない。〈魂〉における〈正義〉の実現については、事情は逆である。〈正義〉の「イデア」に向かえば、〈魂〉は自ずから正しいものとなる。誰かが天上の秩序に係わることをよろこびとするなら、彼はそれを「模倣しないではいられない」(500c)。プラトンに従えば、正しい〈国家〉は従来どくにも存在しない。それはユートピアである。だが、正しい〈魂〉は存在する。ソクラテースの〈魂〉がそれである。Ab esse ad posse valet conclusio. 論より証拠というわけである。

ところで、〈魂〉と〈国家〉との非対称性を根拠付け、〈魂〉を〈正義〉の完全なモデルとすべき理由がさらににある。〈完全國家〉は、それがそもそも可能であるとするならば、大部分の〈魂〉が決して完全には正しくない、といふこと

とを前提にしている。すなわち、もし大部分の〈魂〉が〈正義〉のモデルに適うならば、〈最善国家〉は必要ないであろうし、まったくありえもしないであろう。この国家は諸々の〈技術〉を完成させることを基礎にしているが、このことは、実際、分業という差異化との差異化を完成させることを前提にしている。だが、これは、各人を能うかぎり全面的に発展させる、という考えとは対立する。〈完全国家〉においては、各人は実際、為されることすべてが最高に為されるために、「一つの」事柄だけを為す、とされている。さらに、〈最善国家〉の大部分の人々は、〈魂〉の「一つの」部分だけをともなつて現われる。彼らは〈エピテュメーティコン〉「欲望部分」か〈テュモス〉「気概部分」を代表するから、自己統治能力をもたない。彼らの理性のはたらきは、本質的には、一人のより理性的な人に対するんで統治してもらいう、という点にある。それ故に、キリスト教徒のプラトーン主義者、アウグスティヌスは、ほとんど一千年後に、次のように述べることになる。すなわち、国家は本来的に、キリスト教徒のためにつくられているわけではない。なぜなら、キリスト教徒は、善行を為すために国家の賞与と裁可を必要としない（『神の

国》第十五卷、十四）からである。キリスト教徒の魂は、正しいものであるから、彼らが国家に期待するのは、第一義的には正義ではなく、地上の平和である。これを愛るのは、「神の国」の市民も、「地の国」の市民と同様である。「平和は、善き者にも悪しき者にも共通である。pax bonis malisque communis.」（第十九卷、二十九）しかし、「地の国」は、もはや彼らにとって、善き生活の場所ではない。彼らはそこでは「異邦人」として生活するわけである。ヘーゲルは、両者の立場が近代のキリスト教国家において宥和されている、と考えた。キリスト教によつて「実体的なもの」となつた主体性は、ヘーゲルによれば、近代の国家形式の土台である。ヘーゲルでは、眞実は、万人に周知のものとして臨在し、従つて哲学者の思想の中にのみあるわけではない。ヘーゲルは、プラトーンの哲人王について次のように書いている。「眞実の宗教が現世に登場し、国家を支配するようにならぬがぎり、國家の眞実の原理は実現しなかつた。」（ヘーゲル、『哲学の体系』、グロックナー編集、著作集、第十巻、四四四）

〈正義〉のモデルとしてのプラトーンの〈最善国家〉は、

次の点から出発する。すなわち、実際には大部分の人々は、自分自身にとつても万人にとつても善きことへの固有の洞察をもたないから、自分自身を統治することはできないが、しかしおそらく洞察をもつ人によつて自發的な服従へと説得されうる、という点から。けれども、彼らは誘惑者によつてもまた説得されかねない。というのも、〈眞実の臆見〉と偽りの臆見とを区別する基準を彼らがもつてゐるとするなら、彼ら自身が智者となることになるであろうからである。このような基準をもつてゐるのは哲学者だけであり、哲学者が権力をもつることによつてのみ、〈最善国家〉は実現しうるであろう。論理的には、眞実の智者を権力の地位に付けるような如何なる方法もありえない。だから、権力と哲学との合致は、幸運ないし神的な摂理、〈ティア・モイラ〉（『第七書簡』326b）、〈ティア・ヒピップノイア〉（499b）もしくは〈ティア・テュケー〉（592a）である。経験的に見れば、権力保持者が哲学に真剣に取り組むなどと「う」とは、およそありそうにない。そして哲学者は逆に、権力に関心をもたない。なるほど、最高の幸福というものがあるとすれば、それは「自分の魂の救済とならんで、国家の救済をも果たす」と」（497a）

にあるであろう。こうした活動を通じて哲学者は自分自身をも完成させることになるであろう。しかし、こうしたチャンスはきわめて小さく、自らを堕落させる危険はきわめて大きい。ソークラテースをこの危険から守つたダイモニオン（これは良心のようなもと取り違えられてはならない）は、ソークラテースが人格的に（個人的に）所有していたものであつて、これを一般化するわけにはいかない（496c）。だから、哲学者は、たいていは、通り雨に際してそうするように、身を隠し、自分の生活を不正から自由に保ち、「善き希望をもつて、快活に良い気分で別れを告げる」と（496e）を選ぶであろう。彼は、敵意をまねくような犠牲を払つてまでも自分の忠告を押しつけようとはせず、むしろ「沈黙して、自分のためにも彼の国家のためにもより善きことを、より高き権力に委ねる」（『第七書簡』331）ことであろう。彼が実際に特殊な説得技術操るようなこともまた、ありそうもない偶然である。医者そのものは看護師よりもうまく説得することができない。トウラ・シュマコスの主張とは反対に、〈技術〉〔テクネー〕に相応しく統治することは、被治者の幸福を配慮することである以上、事柄が正しく果たさるべきである

なら、民衆は哲学者に統治することを頼まなければならぬであろう（489c）。そして、彼がこの依頼を受け入れるとすれば、それは、とりわけ、自分自身よりも劣る者によつて統治される、という罰を嫌うからである（347c）。

プラトーンにおける哲学者支配についての教説の理論的身分は何であるか？この問いを手がかりにして、『国家』篇全体における中心的な議論が何であるかが決められる。この教説が導入されるのは、第一義的には内容的、構造的な理由からではない。〈最善国家〉の記述は、実際、〈守護者〉の機能、身分、教育の記述を以て本来閉じられていた。事実、プラトーンはまた、哲人支配者の記述をほとんど放棄している。彼がその代わりに詳述しているのは、哲人支配者の人格的プロフィールである（481a-487a）。『国家』篇全体が問題にしているのは、まさに「完全に正しい人」（472c）の、つまり〈正義〉の原型の人格的プロフィールである。はじめに問われたのは、正しい〈魂〉である。正しい〈国家〉の方は、類比的なマクロ・モデルとして役立てられるはずであった。そして、我々が見たように、このマクロ・モデルは、個々の〈魂〉は〈国家〉においてそれ自身すでに「完全に正しい」

わけではない、ということを前提にしている。けれども、〈最善国家〉の支配者において、〈正義〉の両モデルは収斂することになる。完全に正しい〈魂〉は、完全に正しい〈國家〉に等しい。しかし、完全に正しい〈國家〉は、その頂点に完全に正しい〈魂〉をもつ一人の人間がいる場合にのみ可能である。完全に正しい〈魂〉を通じて、〈善そのもの〉の光が、太陽のそれのように、〈ポリス〉の中に差し込むからである。この条件の下でのみ、〈最善のポリス〉は可能である。この〈國家〉の王が一度その地位に就けられてから為すこととは、『ポリティコス』の中で述べられているように、「國家の中で生きている人たちに、理性と技術に従って、常により正しいことを分け与え、そのことによって、彼らを保持し、いつもより悪しきことからより善いことへと導くこと」(『ポリティコス』297b)である。正しい」とは、各人を「自身の事柄の中に」留め置くことによって、保持されることになる。諸々の〈技術〉のヒエラルヒー、あらゆる活動の技術的適性、各人が自分に適した機能に正しく配置される」と、正しい賞罰、こうしたことを王は上から見守っている。彼は最上位の審判者である。

これまで、こうした〈最善国家〉は存在しない。これがいつか存在するようになるとすれば、これはプラトーンにとって端的に世界史的な出来事であり、いわば政治的領域における神の受肉という出来事だ、ということになろう(『ポリティコス』303b 参照)。もし「の〈最善国家〉、すなわち哲人王を伴う〈國家〉が、それほどまでにありえないものであるなら、何故プラトーンはこの〈國家〉を入念に「描きだし」たのであるうか?この「パラディイクマ」が、現実の国家、

「通常の」国家に対しても、一つの意義をもつてゐることは明らかである。すなわち、それは一つの基準を与えるようなミュートスという意義である。これは「我々においては、神託のような機能を果たすことにならう」(『法律』712a)。こうしてプラトーンは、『ポリティコス』において、国制についての一つの類型論を与えている。彼は、三つの善き国制と悪しき国制、三つの法治国家と非法治国家、すなわち、一方の君主制、貴族制、民主制的法治国家、他方の僭主制、寡頭制、法律を欠く民主制を区別している。注目すべきことに、ここでは善き国制の中に、学者による無制限な支配は、すぐ前ではそれが唯一の正しい支配として叙述されていたにもかかわらず、まったく現われていない。具体的な個別の正義を果たすこと、すなわち「理性と技術に従つて、国民についてももつとも正しいことを分け与える」こと、こうしたことを、抽象的に一般化する法律なしに、いきなりできる者があるとすれば、彼は一般的な法律によつてただ不當に妨げられることになるだけであろう。それに、一般的な法律の適用は、個々人にとって、形式的な優先順位なしに個別的な賢明な決定が下される場合ほど、正しいものではありえない。だから、

『法律』の第六巻では、混合体制を根拠付けるために、次のようく述べられている。国家の福祉は、正義と平等についての真実の原理に懸かっているが、この原理は、等しいものに等しいものを、すなわち誰にも彼の本性からして相応しいものを受け与える、という点にある。しかし、人々にとつて実際に相応しいものが得られるのは限られた場合に過ぎないから、大きな不正を避けるためには、この均衡原理は、算術的な等価原理によつて補完され、修正されなければならない(『法律』757a-e)。神のみが、どの個人に対しても、彼の本質において公正でありうる。哲人王の知恵は、実際、神的なものである。学者は、〈善そのもの〉を直に観た。〈善そのもの〉は、諸々の〈イデア〉と比較して、さらに抽象的なものであるわけではなく、その逆である。それは、あらゆる個別的なものをして、それを構成する〈イデア〉へと向かわしめる力である。「存在するものの彼方に」ということは、「一般的なものと特殊的なものとの区別の彼方に」ということである。特定の存在領域に関して知識をもつ者が、個別的なもの、つまり経験するものに関して要領をえない、ということはありうる。〈善〉を知る者は、それを個別ケースにお

いても知り、個々人の「魂」をより善きものにする」とがで
ある。

『國家』とは異なり、『ポリティコス』は、『法律』と同様に、実際、政治に関する書物である。しかしでもプラトーンは、「洞察力をもつ王の」とき人間によつて」(『ポリティコス』(294a) 統治された国家が法治国家よりもすぐれている、といふことに固執している。しかし、ここでは実現化の問題は、理論的可能性の問題よりも重要である。かくしてまた、「誰が判断する」とになるのか? Quis iudicabit? 」という問題が提起される。もし誰かが、哲学者である、と不正に要求し、そこから法律なしに統治する権利を導きだすことになつたらどうであろうか? 」のことは、一般的な法律が無条件に通用する」と、つまり盲目のユースティティアよりも、はるかに悪しきことであろう。僭主制は、哲学者支配にもつとも近い統治形式ではなく、それとは正反対の統治形式である。しかし、誰かが智者であるのか、それとも、そうである、と主張しているに過ぎないのか、これを誰も判断することができない。この問い合わせて中立的な第三の立場から決定する手続きは考えられない。ここでは、「聖者はあらゆることについて判

断を下す。しかし、彼自身については、誰からも判断を下されない。」という言葉が妥当する。だから、哲学者が法律の上に立つ支配は、『ポリティコス』においては、正当な国家形式の中にはまつたく受け入れられていない。だが、それが「哲学者支配」は、これらの国家形式に対して、言わば一つの規制的な機能をもつてゐる。それは、これらに対してもつてゐる身分をもつてゐる。それは原像であり、あらゆる国制は、この一つの真実の国制の「ミメーマター」、模倣である。この際、あらゆる国制というのは、善き国制ばかりではない。悪しき国制は、哲学者支配を形式的に模倣する。つまり、無制限で、法律を欠く支配という点で。善き国制は、実質的に模倣する。つまり、法律に基づいて行なわれることが、哲学者の絶対的支配の下で法律なしに行なわれることに、能うかぎり近づく、といふ点で。従つて、哲学者の絶対的支配にもつとも似ているのは、非哲学者の絶対的支配ではなく、『法律』の712ff. に従えば、「混合体制」、君主制、貴族制、民主制の要素を伴う一つの体制、すなわち、勝者も敗者もなく、共通善がある一つの秩序である。

ところで、この国制「混合体制」に比較すれば、〈正義〉の理想的モデルそのものは、〈イデア〉にずっと近いものである。この理想的モデルにおいては、人々が完全な現実性を伴つてはまつたく現われず、〈ポリス〉全体が、〈魂〉全体と同じ構造をもちうる、とそれでいるに過ぎないが、そうであるかぎりで、このモデルは、非政治的で抽象的なモデルである。それ故、プラトーンが著した本来的に政治的なこれらの書物は、〈次善国家〉（『法律』875d）に関して、すなわち〈デウテロス・ブルース〉、「第一の航海」（『ポリティコス』300e）に関して、ソークラテースが『ペイドン』において語つてゐるそれに類比できる。そこでは、ソークラテースは、〈イデア〉論を、一つの普遍的な〈ヌース〉の理論（観照）――の理論（観照）だけでは取りつく島もないのだが――からさまざまなる経験的な色彩を〈分光するプリズム〉として特徴付けるために、その「第二の航海」について語つている。それらの政治的な書物で扱われている国制においては、エウメネースがアテナイというポリスにおいてそうであつたように、〈最善国家〉のイメージが、「神託のかたちで口承される神聖な古い説話のように」まざまざと記憶に留めおかれる。

何故に、こうしたイメージや記憶が現前していることが、重要であり続けるのであろうか？何故に、多くの根拠があるプラトーンの見解に従うなら、民主制もまた、その市民たちの〈魂〉そのものが「民主制的」ではないとき、すなわち、民主制そのものが「民主化」を生活内容にしないで、その神話の中に不在の王が現前し続けているとき、このときにのみ安定し、人々にとつて善きものになりうるのであろうか？（アテーナイ民主制の起源神話は、コドロス王の物語であった。彼は国家のために一身を捧げたが、彼の後継者になるに値するする人はいなかつた。）

哲人王論が提起しているのは、政治的支配の正当性という基本的な問題である。この問題は、まさしく〈国家〉と〈魂〉が非対称的であるが故に提起される。〈魂〉における理性の支配は、何ら正当化を必要としない。なぜなら、それは「フェニシス」「自然・本性」に適つてゐるからである。理性は、自然本性からして、「ルーゲモニコン」「導くもの」である。理性が支配するとき、ひとは、自由で、自分自身と親しくあら、という意識をもつ。「自己」自身」を統治するものこそ、人間そのものである。人間は、自分が意志するものを知るが

故に、自分が意志するものを為す。これとは異なり、〈国家〉における支配は一つの問題である。なぜなら、ここでは、理性が欲望を支配するのではなく、人間が他の人間を支配し、この支配される人間はまた、少ない程度ではあれ、やはり理性的な存在であるからである。問題は、『ポリティコス』において言われているように、ポリスの牧人は、まさしく羊群を保護しているのではなく、その畜群と同じ種族に属している（『ポリティコス』275b）、という点にある。

さて、プラトーンの国家哲学にとって、そしていくつかの制限を付けるなら、アリストテレスの国家哲学にとっても、また同様に後のすべての伝統的自然法論にとっても、特徴的なことは、支配の正当化は、結局のところ、形式的、手続き的なことではなく、内容的なことである、ということである。形式的な手続きは正当化することなく、それ自身正当化を必要とする。そして、形式的な手続きの唯一の正当化は、それが、全体的に見て、相対的にもつとも公正な諸帰結を内容的に保障する、という点にある。形式的な手続きが明らかに悪しき帰結を生み出すとすれば、これは修正されなければならない。だから、中世の選挙手続きには、聖ベネディクトウス

の規則の中にある選挙による解任手続きと関連して、「より賢明な立場（党派）sanior pars」という概念が見られる。それがおそらく眼目としているのは、堕落した、もしくはまるで賢からざる多数者の決定を修正することである。こうしたことは、我々には縁遠いように思われる。これに類したことは、最近では、共産党が行なったことにのみ見られるに過ぎない。共産党は、実際、その支配要求そのものを、まったく形式的ではなく、実質的な真理要求を通じてのみ、根拠付けたからである。しかし、プラトーンの観点からしてすでに、こうした類比は許されない。なぜならば、こうした類比は、それはそれで形式的であり、内容的な差異を度外視しているからである。プラトーンが、三つではなく、六つの国家形式を区別しているとすれば、三つの善き国家形式と三つの悪しきそれとの区別は、第一義的には一つの内容的な区別である。善き国家形式にあっては、支配者たちは共通善を志向し、悪しき国家形式にあっては、彼らは自分自身の（誤って思い込まれた）利益のために統治する。いずれにしても、この内容的な区別は、形式的な区別の中にも現われる。善き諸国家には、理想的な〈最善国家〉には存在しないもの、つまり不变

の法は存在する。悪しき諸國家は、〈最善國家〉と同じく法律を欠いている。

人間を牧する者は、牧される者と同じ種族に属するから、本来は支配する資格をまつたくもたず、それをもつては神のみである。「なぜなら、神のみが、牧人の在り方に従つて人間の生存に配慮するからである」(『ポリティコス』275b)。

「他者の同意なしに、他者を支配できるほど善良な人間はない」というリンカーンの命題は、「神の下の国民」という彼の前提と同じく、プラトーン的伝統の中にある。人間にによる如何なる支配も、他者による決定を意味する。トウラ・シユマコスが、『国家』第一巻の中で、如何なる牧人も自分の利益のために統治をおこなう、といふことを強調しているとすれば、彼はこの点を見ていたわけである。といふのを、「誰もが」自分の利益のために行為し、このことについては、古典古代には合意があるからである。だから、〈混合体制〉においては、『法律』が予見しているように、万人の利害関心が代表されねばならず、有益なものについての蓄積された経験知が、法律の中に表現される。いずれにしても、このような法律は、長期にわたっては、ポリスの福祉を確保できない。

この点では、それは文字で固定された技術規則と同じである。こうした規則の背後には、制作されるべき対象の機能についての〈知識〉はめはやない。(『ポリティコス』297d-300c 参照) 情報喪失は不可避である。

誰かが有益なことについての現実的な〈知識〉をもつているなら、事情は異なるであろう。こうした〈知識〉に、法律についての単なる経験知は、席を譲らざるをえないであろう。彼が被治者を犠牲にして自分の利益を追求する恐れは不要であろう。といふのは、〈善そのもの〉が現実に示された者は、〈善〉が本質的に共同のものである」と(『ガルギアス』505e)を「知っている」からである。彼は被治者の幸福に配慮する「心」によって、自分自身にとって最善のことを為す。なぜなら、あらゆる〈技術〉は、それをもつて者にとって有益だからである。といふのを、「技術」は彼を完成させる(『国家』342c)からである。

〈善〉は「コイノイイン」、共通のものである。だが、〈善〉は、それは共通のものである、といふことによって定義されない。このような定義は空虚である。といふのは、もし我々が、万人にとっての〈善〉だけが現実に善きものであること

を知っていても、我々はまだ、何が万人にとって「善」であり、万人にとって有益なものであるのか、を知らないからである。こうした「知識」を集団主義的イデオロギーと取り替えてしまふわけにはいかない。だから、「守護者たち」、彼らの属性、共同福祉への彼らの献身、これらは「最善国家」にとつては充分条件ではない。なるほど、守護者がポリスの利害関心とは一致しない個人的な利害関心をもたないということは、事前の配慮にあたる。これが彼らに所有と婚姻が許されない理由である。しかし、こうした予防措置は、守護者が哲学者として、一般的なもの「そのもの」が同時に彼ら自身の「善」である、という個人的な洞察をもつていなかぎり、完璧ではありえない。あらゆる集団主義的イデオロギーは、利己主義的な利益追求の道具にきわめて容易に転化しかねない。しかも、共同福祉を犠牲にして。プラトーンは、彼が名譽制の起源を「國家」の最初の堕落形式として呈示しているところ（『國家』545c-548d）で、こうした可能性を叙述している。守護者は、「右手の為すことを、左手は知らない」といった類の人間ではない。彼らが実業を営む民衆よりも高貴であるとすれば、それは彼らが金銭や享受ではなく、名誉

を求めているからである。そして、名譽は共同体が彼らのために用意する賞与である。それは非物質的補償であり、これは人がそのためにこそ名譽を得るもの、つまり共同福祉への奉仕によって、直接的に定義される。けれども、名譽そのものは共通善ではなく、個人的な獲得物であって、これへの関心は一つの利己主義的な関心である。ところで、名譽を獲得するためには、とりわけ公正であるように「見え」なければならぬ。実際そうであるかどうか、はどうでもいいわけである。名譽は、就中、ポリスへの並はずれた奉仕によって獲得される。こうした機会は、とくに戦争においてある。だから、「守護者」には、国家の真実の利害関心に反して、平和よりも戦争を優先する誘惑があるわけである。

「善」を自分の洞察から知る者だけが、「わたしのもの」や「あなたのもの」と「善そのもの」との間の区別がもう一度を現わてくる微妙な誘惑から免れている。哲学者は、こうした区別をもはや行なわない。それ故、彼の支配だけが、もはや人間の人間に對する支配ではなく、神的な支配と同じ意味をもつ。哲学者＝支配者には、「正義」の「イデア」がまさしく現前している。

いざれにしても、哲学者は、彼がポリスの頂点に招聘され
るまでに、すでに五十才になつていなければならぬ（540d）。知的直観にまで至る道を、いまだ最後まで歩みとおして
いない駆出しの哲学者もまた、認識の利己主義的な転倒その
ものから免れていない。〈善〉の〈知識〉以外のあらゆる
〈知識〉は、實際、プラトーンに従えば、両価的（曖昧）で
ある。それは善にも悪にも利用できる（『小ヒッピアス』参
照）。489d-492e, 494b-495b

そして537e-540dで、プラトーンは、駆出しの哲学者がとり
わけ誘惑されやうし」とについて語つてゐる。これには主觀
的ならびに客觀的な理由がある。主觀的理由とは、智者が自
分が智者であると自分で思ふ」と、つまり自惚れである。
『カルミデス』の中で、プラトーンは、〈知識についての現実
的な知識は存在しない。なぜなら、それは無限の繰り返し
に至らざるをえないからである〉というテーマを開いてい
る。この対話の「アルカーヌム〔要諦、秘密〕arcanum」
は、最終的に根拠付けられた〈知識〉は、もはや自己反省的
ではなく、〈善〉のものはやそれ以上問うことのできない直接
的直観であり、如何なる自己反省も、この〈善〉を基準とし

て測定されることになる、ということである。けれども、こ
うした洞察が得られていないかぎりでは、認識する者の自己
の主觀性への反省が不可避的に見られることになる。こうし
た反省が〈善〉への知的愛に至らなければ、この愛に代わつ
て、自分の優越性への関心が現われかねない。才能のあるす
ぐれた者が追従する者に取り巻かれている場合には、とくに
危険である（494ff.）。大きな悪を為す者は、真正な哲学者と
同じ素材からつくられているからである。

本質的には哲学のカリキュラムのためにある弁証法によつ
て、この主觀的な危険に、客觀的な危険が応ずることになる。
弁証法家は、伝統的な習俗規範の伝承された諸原則を概念的
に解体することを学ぶ。彼が「眞実（態）においてある」とい
うのもの」（ヘーゲル）を認識するまでに至つていなかぎ
り、弁証法は、自惚れがはしゃぎ回る遊び場となり、習俗規
範（倫理）の欠如状態を正当化する手段になりかねない。そ
れ故に、弁証法の学習は、あらかじめ実定的な教科、つまり、
とりわけ数学が扱われた後で（〈守護者〉としての奉仕につ
いては言うまでもない）、ようやく三十才からはじめられる
べきなのである。哲学的瞑想といれと並行する活動としての

国家指導という目標が達成されるまでに、五年間の弁証法の学習を経て、さらに十五年間の國家奉仕が為されなければならぬ。

完成された哲学者は、もはやより善き洞察に反して行為することはありえない。なぜなら、彼はそのためには動機を必要とするであろうからである。だが、まさにこれを彼はなくしてしまつたのである。彼に何かが「善そのもの」よりも望ましいと思えるとしたら、彼はまったく智者などではないわけである。なぜなら、彼には「善そのもの」がそれ以外のものに見えていたからである。『法律』の中には、「エスカータ・アマティア」、「無知の極み」という、ひとを驚かせるようない定義がある。これは、快や不快が「ドクサー・カタ・ロゴン」、つまり理性に適った臆見と調和しないこと、「ディアフォニア」（『法律』689a）のことである。快と不快は「善」の主観的な現象形式である。事物があるがままに現われる人のみが、本来の意味で智者なのである。だから、善ならざるものも善として体験するような人は智者ではないのである。こうしたことはすべて常識に反している。常識は哲学者に対して不審を抱く。ソークラテースの反駁は、哲学者支配に

対する反論を実際には克服していない。アデイマントスはこの点を明らかにしている（486b）。カントは、数千年後に、古典的な反論を次のように定式化している。「王が哲学したり、あるいは哲学者が王になつたりすることは、期待すべくもないことであるが、しかしまだ望むべきことでもない。何故ならば、暴力の所有は理性の自由な判断を不可避的に堕落させるからである。しかし、王もしくは王のごとき（平等原則に従つて自己自身を支配する）国民が、哲学者の階級の姿を抹消させたり、その声を封じたりするのではなく、オープンに語らせることは、両者の仕事を明らかにするために、両者にとって不可欠である」（カント『永遠の平和のために』、著作集、アカデミー版、第三間、三六九）。こうした反論はカントから予期されることである。なぜなら、カント的哲学者とプラトーン的哲学者とは意味が異なるからである。カント的哲学者は、彼の習俗規範的（倫理的）な信頼性という点では、「知識」をもたない者と区別されない。実践理性の声は、彼においても、他のすべての者と同じく、本質的に利己主義的な情動（傾動）と対立している。そして、道徳と幸福の結合は、あくまで外面向的な結合であつて、これを希望す

ることは宗教の問題である。プラトーンにとつては、「善そのもの」の洞察はある内面的な変容を意味しており、この内容において、「立派なこと」、つまり「習俗規範的（倫理的）なこと」と、「善き」と、つまり〈有益なこと〉との同一性が直接的に体験される。哲学は一定の理論的な仕事であるばかりでなく、一つのビオス、一つの生活様式である。そして、この生活様式が、すなわちはじめから瞑想と政治的活動とを相互に結び付けるということが、ポリスを統治すべき哲学者にとって、とりわけ本質的なことである。哲学的な理論にのみ献身している者は、单なる政治屋と同じく、権力から締め出されるのである（473e）。

ソークラテースにぶつけられる反論は、とりわけ二つの偏見を支えている。第一に、統治はそもそも〈知識〉に基づく〈技術〉ではなく、单なる経験である。第二に、生活を方向付けることは、洞察の問題ではまったくありえない。

従つて、哲学が与えるのは信頼しうる生活の方向付けではなく、何らかの道具化されうる、媒介された教育知識、あるいは一定の有用な思惟訓練である。これは次のような考えが前提とされている。哲学などは若いときに程々にやつておき、

哲学によって惑わされ、「有用」と呼ばれるものの慣習的な尺度の根拠をさらに問うたり、あるいはそれどころか新に規定し直したりしてはならない。アディマントスがここで報告していることは、ほとんど文字通り、我々が『ゴルギアス』の中でカッリクレースの口から聞かされていることである（486c 参照）。ここに現われている問題は、人間のあらゆる現実的問題と同じく解きがたい。なぜなら、この問題は循環へと導かれてしまってからである。「あなたが私を見つけていたかったのなら、あなたは私を探したりしないでしょう」と、パスカルはキリストをして言わしめている。議論に対する不信は、議論を以て克服することはできない。政治的領域の真理能力に原理的に疑いをもつてゐる者は、彼が論理の強制の下に為したあらゆる譲歩を、いつでも再び撤回し、「なるほど理論的には正しいが、しかし実践には役立たない」という共通認識に立ち戻ることができる。

問題の核心は次の点にある。大衆は哲学者と似而非哲学者とを、哲学者とソフィストとを区別できない。なぜなら、区別の基準をもつためには、大衆自身が哲学者から構成されなければならないだろうからである。民衆は哲学者を、若者を

堕落させ、遵守され妥当しているものに疑いを抱かせ、無法状態に陥らせかねないインテリと見做している。ということは、哲学者が経験的に弁証法家と見られていることを意味している。そして、こうした疑惑を抱く民衆は、哲学者よりもソフィストを選ぶ。こうした態度についてのプラトーンの判断は両価的（曖昧）である。なぜなら、彼はこうした態度を両価的なものと考えているからである。一面では、法律に従順であることは、事実、〈次善国家〉においては最善である。というのも、民衆は法律に関する善き批判者と悪しきそれとを区別する基準をもつていいからである。いずれにしても、法律は沈殿した経験である。他面では、プラトーンはソフィストを言わば同僚として擁護している（492b）。ソフィストたちが影響力をもつのは、彼らが民衆を楽しませ、上機嫌にして、民衆の支配欲に表現を与えるかぎりにおいてに過ぎない。だから、民衆を堕落させるのは、本来的には彼らではない。

民衆が自らを堕落させる者たちを自ら放さないのである。その際、民衆は幾分かはお人好しであって、ソフィストが哲学者に対して反感を抱かなければ、哲学者をも信頼するであろう。（499d f.）

しかし、大衆は「善そのもの」によつてのみ動機付けられた態度をイメージすることができない。だから、成立した哲人王もまた、大衆がいつでも抱きかねない、如何なる法律によつても制限されない哲人王の権力に対する反感を、免れていない。『ポリティコス』の中で「最善国家」から「次善国家」つまり法治国家への移行の理由として描かれているのは、まさにこの不信である（『ポリティコス』297d ff.）。この移行は創世記の原罪神話を想起させる。そこには、実際、墮罪の端緒において、私心のない神の禁止に対する、蛇によって示唆された不信がある。同様に、『ポリティコス』において、プラトーンは、医者や船頭に対する大衆の不信について語っている。彼らは自分の「技術」を依頼人に不利になるようになつて誤用しているのではないか、という嫌疑が抱かれる。だから、民衆は実務家を育成し、任命するための規則を定め、彼らの活動を制御できるように、lex artisを文書によつて書き記しておくことを主張するわけである。「信頼はよい。制御はよりよい」（レーニン）。哲学的な「知識」は誤用されえないことを、大衆は知らない。なぜなら、哲学的な「知識」がいまだその最高点に達していないときには、それはおそらく誤

用されかねないことを、大衆は身を以て知つてゐるからである。

不信が制度化されれば、最善のものは、だから「最善国家」もまた、決定的に失われる。とはいへ、最悪のものも予防されることになる。とりわけ、「次善国家」が自らを「最善国家」の模倣と理解している場合、そして「最善国家」についての「神聖なる伝承」が現前し続けている場合がそうである。あるいは、規則を嘲笑しながら、いつも正しい処置を講じるすぐれた医者が、記憶の中に生き続け、規則を定め、規則を應用する際に、「ソークラテースなら、どう言つただろうか?」と問う場合がそうである。